

実務対応報告公開草案第 72 号「防衛特別法人税の会計処理及び開示
に関する当面の取扱い（案）」に関するコメント

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント
田淵 隆明

【質問】（本公開草案における防衛特別法人税の取扱いに関する提案について

〔1〕 会計処理について

「地方法人税」に準ずるとしたことは、妥当である。また、性質上、損金算入とするべき性質のものではないので、税法上との整合性も取れている。

〔2〕 開示について

妥当である。

〔3〕 適用時期について

妥当である。

〔4〕 実務対応報告で取り扱うことについて

(引用)法人税等会計基準等の見直しに係る改正後の会計基準等の公表とは別に、法人税等会計基準等に防衛特別法人税に係る記載のみを追加し、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用とする改正を行うことも考えられるが、会計基準等の改正を短期間に複数回行うこととなり、複雑性が増す等の難点があると考えられる。

この防衛特別法人税は、終了年次が明記された次元立法ではなく、恒久制度である。よって、企業会計基準の改正が本筋である。また、本改正法の成立は 2025 年 3 月 31 日であるため、「ASBJ としてのパブリック・コメントの手続きは 2025 年の 5~6 月頃に行い、2025 年 9 月~10 月には改正会計基準を公表する」というスケジュールが妥当であったと考えられる。マン・パワーの制約もあると考えられるが、本来、実務対応報告は、経過措置・時限措置・特殊論点に限るべきであると考えられる。

「当面」と言いながら、我が国の製造業・製薬業に重大なダメージを与える結果となった実務対応報告第 19 号のような形はとるべきではない。実務対応報告第 19 号の「開発費」の条項は直ちに削除するべきであり、研究開発費は IFRS に合わせて、研究開発部門の

労務費・経費等は「投資その他の資産」または「無形固定資産」として資産計上を認めるべきであり、研究開発用の機械・装置等の有形固定資産については、通常の「有形固定資産」と同様の会計処理を認めるべきである。

※我が国で広く普及しているドイツ製の基幹系ソフトの S 社製品(設計思想は IFRS ベースであるが、日本基準や米国基準や中国基準も対応可能)の場合、「内部指図」を用いて、コストを「建設仮勘定」や「投資その他の資産」や「無形固定資産」に指図決済によって振替できるように設計されている。

〔5〕 その他

質問がまとめて 1 個というのは良くないと思う。他のパブリック・コメント同様に、論点別とするべきである。

(以上)